
泉南市津波避難計画

令和2年3月改訂

泉 南 市

泉南市津波避難計画更新履歴

平成26年10月		制定	
平成27年4月	改訂	津波避難ビル追加、避難施設名称変更、その他語句修正追加	
平成28年4月	改訂	津波避難ビル追加	
平成29年4月	改訂	指定避難所追加、避難情報の名称変更に伴う修正	
令和2年3月	改訂	避難誘導・陸間操作等従事者の安全確保に関する項目追加	

目 次

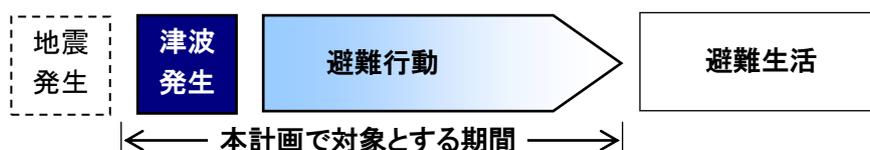
内容

第1章	総 則	1
第1	目的	1
第2	計画の修正	1
第3	用語の意味	1
第2章	避難計画	2
第1	津波浸水想定区域	2
第2	避難対象地域.....	3
第3	避難困難地域.....	4
第4	避難目標地点及び緊急避難場所.....	8
第5	津波避難ビル.....	9
第6	避難路等	10
第7	避難の方法	11
第3章	初動体制	12
第1	職員の参集	12
第2	津波に関する情報の収集・伝達.....	14
第3	避難指示（緊急）	16
第4	避難誘導・陸閘操作等に従事する者の安全確保	16
第4章	沿岸部周辺事業者、海水浴客、釣り客等における避難対策	17
第1	情報伝達.....	17
第2	海水浴客等への啓発.....	17
第5章	避難行動要支援者の避難対策	17
第1	避難誘導に関する支援行動.....	17
第6章	津波防災対策の啓発・訓練	18
第1	啓発	18
第2	訓練	18

第1章 総則

第1 目的

この計画は、「津波から命を守るためには、津波から迅速に逃げる事」が最善の手段であることを念頭に、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間（下図）、市民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。



第2 計画の修正

この計画は、新たに公表される津波浸水想定や被害想定、自主防災組織等が作成する地域津波避難計画と整合性を図るため、必要に応じ、適宜修正を行う。

第3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波浸水想定区域に基づき、津波が発生した場合に避難が必要な地域をいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で市が指定する。

(3) 避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地域外の安全な場所に避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難する場合の経路で、市が指定するものをいう。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、住民等が設定するものをいう。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域外に市が指定するものをいう。

(7) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた者が緊急に避難する建物で、避難対象地域内やその付近の建物を市が指定するものをいう。

(8) 避難目標地点

津波の危険を回避するために避難対象地域外へ避難する際に目標とする地点。

第2章 避難計画

第1 津波浸水想定区域

大阪府は、平成25年8月に南海トラフ巨大地震が発生した場合の「大阪府津波浸水想定」(以下「府想定」という。)の結果を公表した。これは、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表したケースの中から大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケースを選定し、地震等の影響により水門・門扉が閉鎖できなかつた時など悪条件となる場合を想定したものである。本市では、これに加えて、府想定と同条件で本市が実施した大里川(下水管渠)における逆流水の試算結果を反映し、津波浸水想定区域を設定した。

その結果、図2-1のとおり岡田地区と男里地区及びりんくう南浜の一部が浸水する想定となった。

また、府想定での本市における地震動は最大震度6強、津波規模等は最大津波高が3.2m、地震発生後75分で1mの津波が到達する想定となっている。

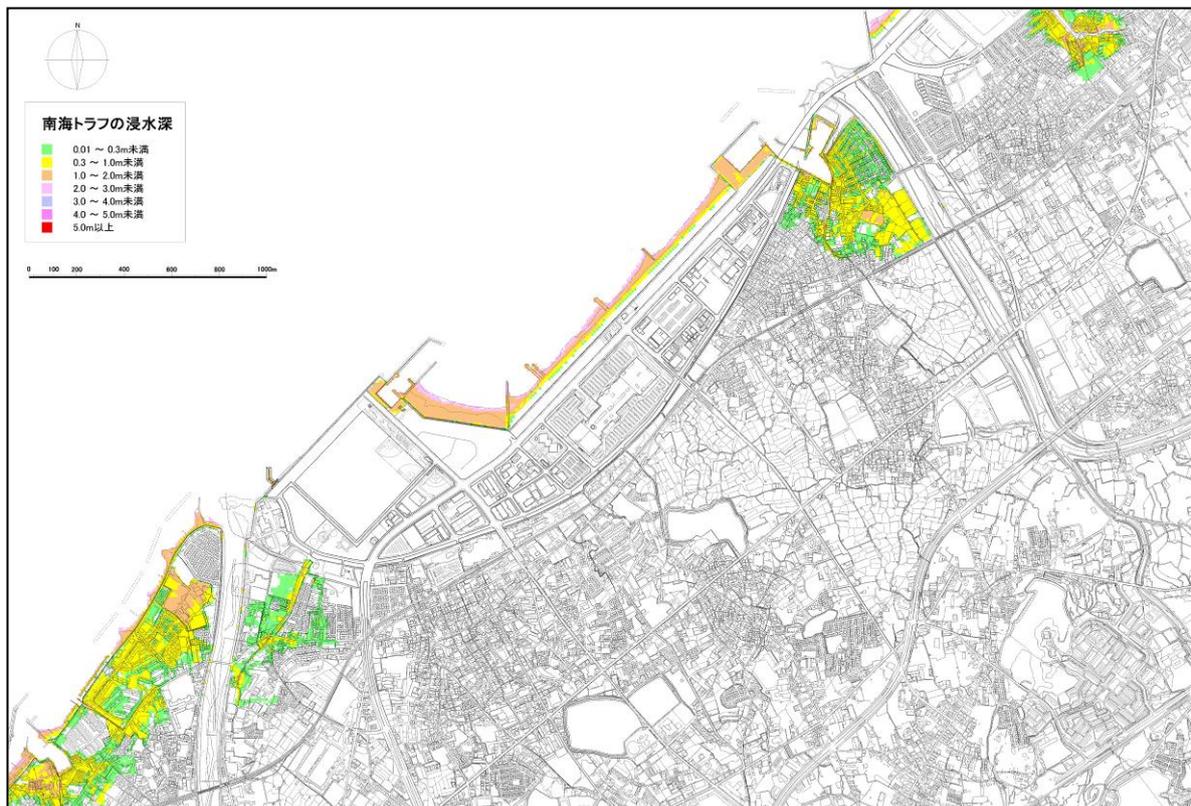


図2-1 津波浸水想定区域図

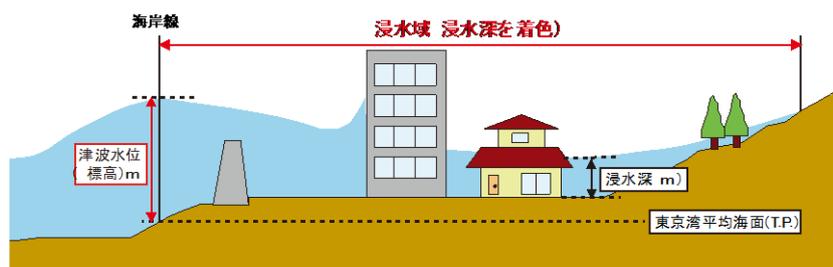


図2-2 津波浸水域、浸水深説明図

第2 避難対象地域

津波浸水想定区域を踏まえ、津波が発生した場合に避難が必要と考えられる地域を避難対象地域として指定する。

地域指定にあたっては、沿岸市街地の標高や地域性を考慮のうえ、府想定を超える地震が発生する可能性がないとはいえないことから、一部地域のみ浸水すると予測されている地域であっても、地域全域を指定することとし、図 2-3 および表 2-1 のとおり南海本線より海側の地域を津波避難対象地域として指定する。

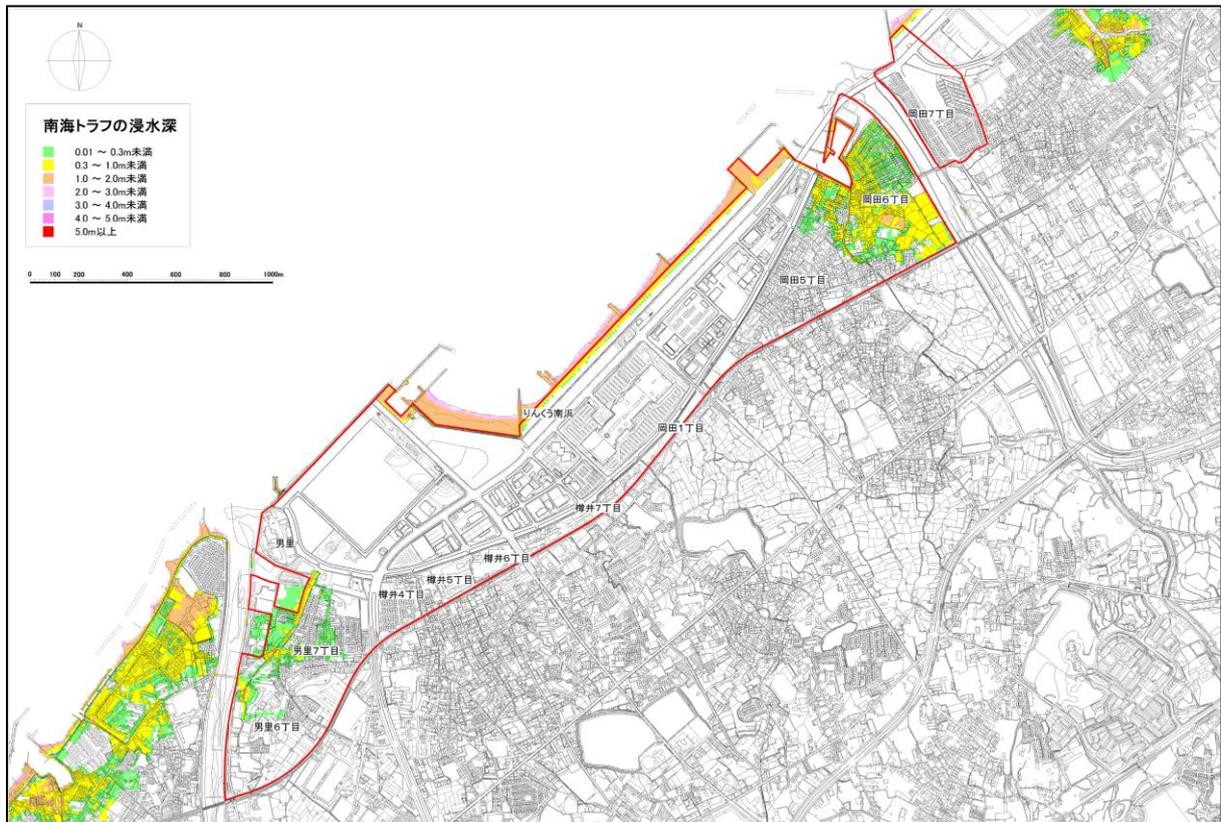


図 2-3 津波避難対象地域図

表 2-1 津波避難対象地域 地区名一覧

避難対象地域	<p><南海本線より海側の下記地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡田1丁目(※)、岡田5丁目、岡田6丁目、岡田7丁目 ○樽井4丁目(※)、樽井5丁目(※)、樽井6丁目(※)、樽井7丁目(※) ○男里、男里6丁目、男里7丁目 ○りんくう南浜
--------	--

※南海本線より海側の一部地区のみ指定

第3 避難困難地域

国の「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」に基づき、泉南市に津波が到達するまでの間に、安全な場所に避難できない地域を避難困難地域として検討を行った。

同ガイドラインでは、避難困難地域の設定方法について、図2-4のような概念図を示している。



出典：津波避難ビル等に係るガイドライン

図2-4 避難困難地域設定の概念図

本市における避難困難地域は、次項に示す手法で検討を行った。

(1) 避難困難地域の検討

津波避難対象地域を図 2-5-1、図 2-5-2、図 2-5-3 の 3 地域に分割して避難困難地域の検討を行った。

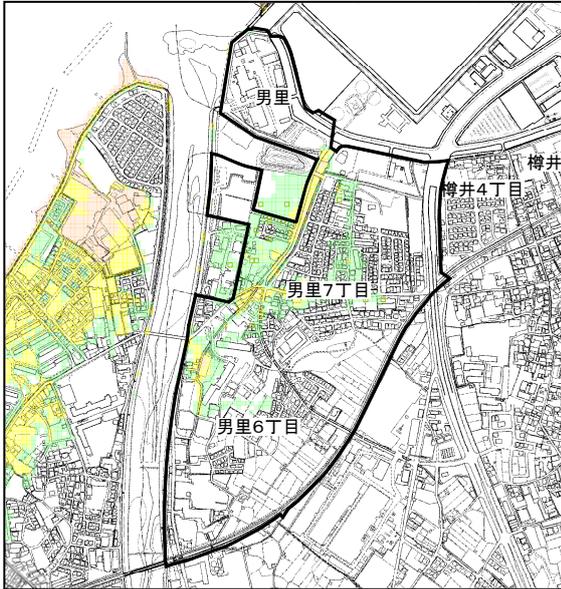


図 2-5-1 大里川水門周辺地域
〈男里地区〉

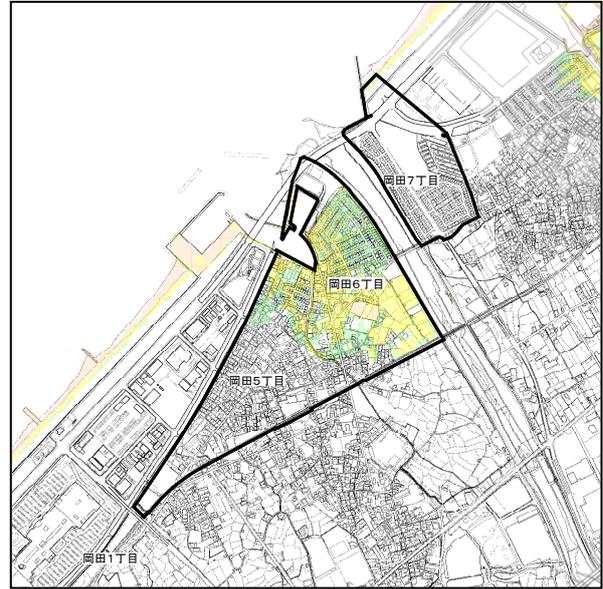


図 2-5-2 岡田漁港周辺地域
〈岡田地区〉

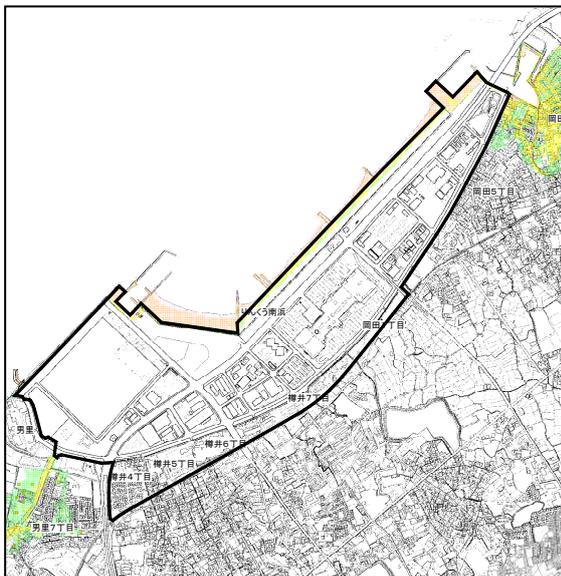


図 2-5-3 りんくう南浜周辺地域
〈樽井・りんくう南浜地区〉

(2) 避難可能時間の算出

地震発生後、本市に津波が到達するのは75分後（府想定の上昇1m水位変動時間）と想定されている。避難開始時間は、地震発生時の混乱なども考慮して準備時間を5分とし、避難可能時間を70分（75分－5分）と設定した。

(3) 避難可能距離の算出

避難速度は、内閣府が平成24年8月に公表した南海トラフ巨大地震関連資料に基づき0.736m/sを目安とするが、歩行困難者や身体障害者、乳幼児、重病人等については避難速度が低下するため、その半分の0.368m/sを避難速度とし、以下のとおり避難可能距離を算出した。

【避難可能距離】

$$70\text{分（避難可能時間）} \times 60\text{（秒換算）} \times 0.368\text{m/s} = 1,545.6\text{m}$$

⇒1,500mとして検討

(4) 避難困難地域の抽出

津波避難対象地域の沿岸部から、避難可能距離の算出結果をもとに、図2-6-1および図2-6-2、図2-6-3のとおりに半径1,500m（直線距離）の円を図示し、避難困難地域の検討を行った。その結果、地震発生から津波が到達するまでの間に南海本線を越えて山側（津波浸水想定区域外）への避難は十分可能であり、避難困難地域は存在しないと判断される。

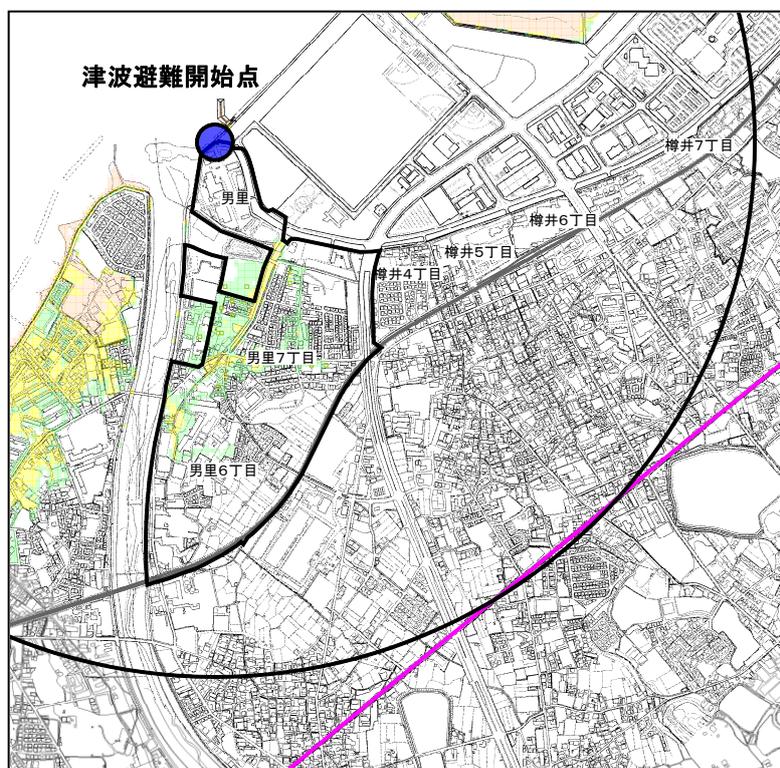


図2-6-1 津波避難困難地域検討図
(大里川水門周辺地域)

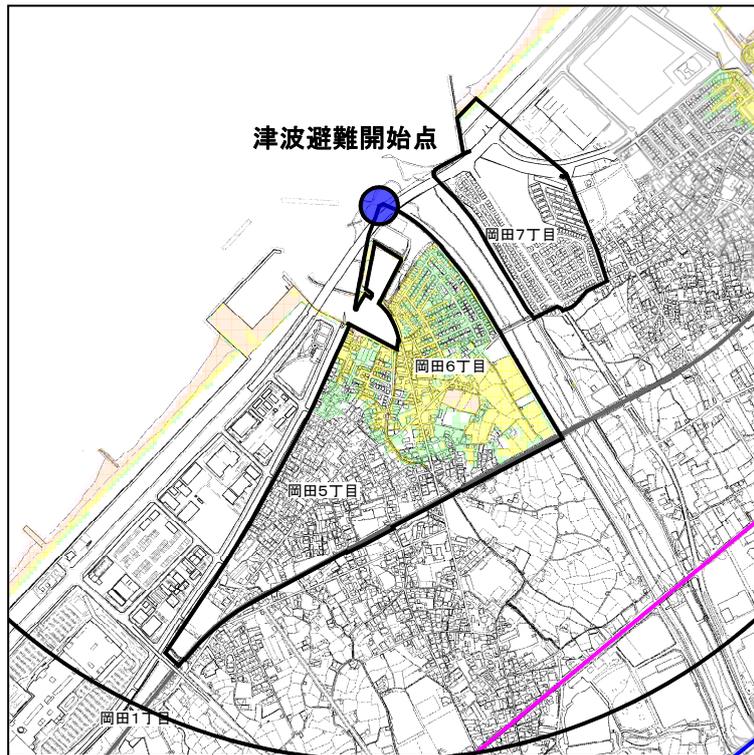


図 2-6-2 津波避難困難地域検討図
(岡田漁港周辺地域)

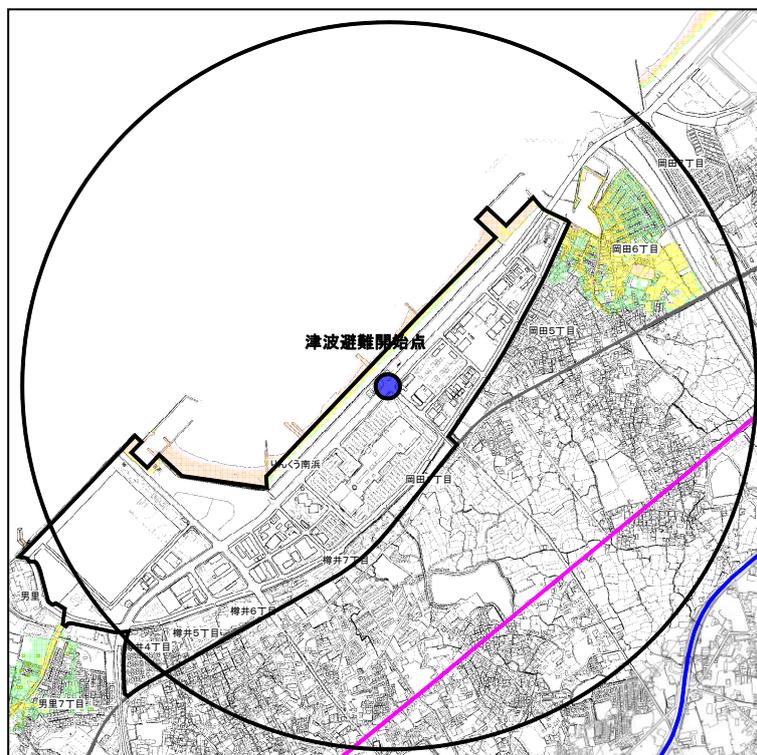


図 2-6-3 津波避難困難地域検討図
(りんくう南浜周辺地域)

第4 避難目標地点及び緊急避難場所

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、津波の危険性から命を守るため、南海本線を越えて府道堺阪南線（旧国道26号線）を目標に、高いところや避難所等を目指して避難することとし、以下を避難目標の目安とする。

- 1) 府道堺阪南線を第1の避難目標地点とする。
- 2) 南海本線を越えて山側にある指定避難所等を第2の避難目標地点とする。

また、津波災害時に使用する緊急避難場所は、原則として以下に示す安全性を備えているものとする。

- 1) 避難対象区域外であること。
- 2) オープンスペース、又は耐震性が確保されていること。
- 3) 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵庫等の危険箇所がないこと。
- 4) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、可能な限りさらに高いところに避難できる場所であること。

以上のことから、表2-2および表2-3に示す避難所等施設および府道堺阪南線付近を緊急避難場所とする。

表2-2 指定避難所一覧

名 称	住 所
西信達中学校	岡田3丁目24番1号
西信達公民館	岡田3丁目9番7号
ニチイキッズ泉南保育園	樽井8丁目7番5号
樽井小学校	樽井4丁目29番1号
樽井公民館	樽井6丁目11番16号
人権ふれあいセンター	樽井9丁目16番2号
雄信小学校	男里3丁目11番1号
府立りんくう翔南高等学校	樽井2丁目35番54号
樽井防災コミュニティセンター	樽井5丁目14番12号

表2-3 一時避難場所一覧

名 称	住 所
前畑公園	鳴滝3丁目105-3
鳴滝第3公園	信達市場1922
樽井公園	樽井4丁目271他
男里第2公園	男里4丁目-442-4他
宮本公園	信達市場1941-1他

第5 津波避難ビル

津波から命を守るためには、可能な限り高いところへ避難することが原則である。しかし、津波到達までの間に何らかの事情により避難が困難となった場合の一時的・緊急的な避難施設として、津波避難ビルを指定する。

なお、津波避難ビルは原則として以下に示す基準を備えているものとする。

- 1) 耐震性が確保されており、原則として3階以上のRC又はSRCであること。ただし、津波浸水想定状況等によってはその他の構造を指定する場合もある。
- 2) 避難場所の表示があり、入口等が明確であること。

平成28年4月1日時点で指定している津波避難ビルは、表2-4の通りである。

表2-4 津波避難ビル一覧

名 称	住 所	避難可能場所
西信達小学校	岡田 5-24-1	3階以上の廊下、屋上
中部ポンプ場	りんくう南浜 3-212	屋上
府営泉南岡田住宅 1棟	岡田 7-1690-1	3階以上の廊下
府営泉南岡田住宅 2棟	岡田 7-1690-2	3階以上の廊下
府営泉南りんくう住宅 1棟	りんくう南浜 3-8	3階以上の廊下
大阪府済生会泉南医療福祉センター	りんくう南浜 3-7	3階以上の廊下等、屋上
日本振興株式会社	りんくう南浜 3-2	6階の社員食堂等部分
東洋クロス株式会社	樽井 6-29-1	屋上部分
バンドー化学株式会社	男里 5-20-1	4階空きスペース
朝日プラザシティサザンコースト A棟	男里 6-15-2	3階以上の全階の共用部分
朝日プラザシティサザンコースト B棟	男里 6-15-1	3階以上の全階の共用部分
救護施設りんくうみなと	りんくう南浜 3-10	3階集会室及び5階屋上等
泉南清掃事務組合	阪南市尾崎町 532	3階部分

第6 避難路等

避難路は、大地震により家屋の倒壊、落下物等が想定されることから、なるべく道路が閉塞されにくい、道幅のある道路であることに留意し、図2-7のとおり指定する。

なお、避難先に至るまでの避難経路については、住民等が自宅や事業所などの周囲の状況を考慮して、複数検討するものとする。

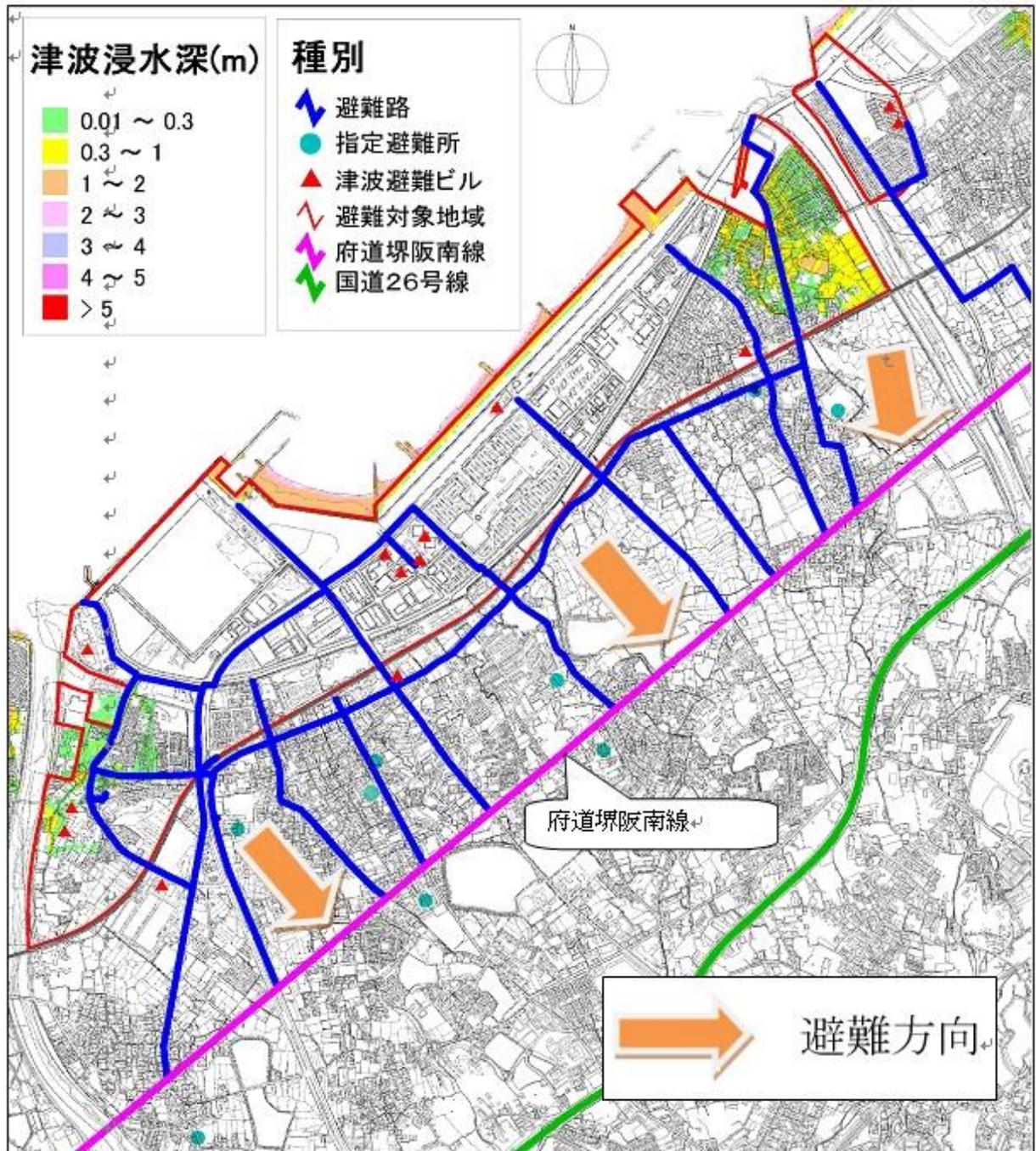


図2-7 避難路

第7 避難の方法

津波に対し安全な避難を実施するため、以下の点に留意すること。

(1) 避難の判断

大津波警報や津波警報、避難指示（緊急）の情報を入手したときは、速やかに避難を行う。
また、長い揺れや強い揺れを感じた場合には、警報や避難指示（緊急）を待たずに、自主的に避難を行う。

(2) 避難先などの設定

普段滞在する自宅や事業所などからの避難先を複数個所選定しておくとともに、避難先までの避難経路も安全性を考慮して複数ルート選定しておく。

(3) 避難方向及び避難先の選択

津波避難にあたっては、原則として海と反対方向にある府道堺阪南線の方向へ避難し、津波が遡上する河川などの横断は極力避けるものとする。

避難先については、府道堺阪南線を目標に山側へ避難を行うこととするが、府道堺阪南線まで距離が遠かったり、逃げ遅れたりした場合には、避難方向の途中にある緊急避難場所や津波避難ビルに避難を行うこととし、命を守るための行動を最優先とする。

(4) 避難の方法

避難に自動車を利用することは、下記の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難は原則として徒歩によるものとする。

- ・家屋の倒壊、落下物等により道路が閉塞する可能性がある。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故の可能性がある。
- ・自動車が徒歩による避難者の円滑な避難を阻害する可能性がある。

ただし、避難行動要支援者の避難のため、止むを得ず自動車等を利用しても、渋滞や交通事故等のおそれ、徒歩避難者を阻害する可能性が低い場合には、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

第3章 初動体制

第1 職員の参集

(1) 職員の配置基準

職員は、津波注意報や津波警報等が発表された場合、又は強い地震を観測した場合は速やかに下記配置基準により参集するものとする。

表 3-1 配置基準

配備区分		配備基準	※動員体制
災害警戒本部体制		1 震度4の地震が発生したとき。 2 大阪府に津波注意報が発表されたとき。 3 本部長(総合政策部長)が必要と認めたとき。	【本部長:総合政策部長】 ○総合政策部, 都市整備部, 市民生活環境部, 上下水道部により編成
災害対策本部体制	1号配備	1 大阪府に津波警報が発表されたとき。 2 津波により小規模の被害が発生したとき。 3 本部長(市長)が必要と認めたとき。	【本部長:市長】 ○本部事務局員、水防3号配備(※)に加え、全課係長級以上の職員
	2号配備(自動参集)	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 大阪府に大津波警報が発表されたとき。 3 津波により大規模の被害が発生したとき。 4 本部長(市長)が必要と認めたとき。	【本部長:市長】 ○全職員

※水防3号配備とは、水災害等の軽減を図るため都市整備部・上下水道部・市民生活環境部の関係各課水防要員全員を配備する体制をいう。

(2) 職員の参集

ア. 勤務時間内における参集

職員は、勤務時間内に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表又は震度4以上の地震が観測された場合は、速やかに配置基準に基づき災害対応業務に従事するものとする。

イ. 勤務時間外における参集

職員は、勤務時間外に津波注意報、津波警報、大津波警報の発表又は震度4以上の地震が観測された場合は、泉南市防災計画にのっとり、その情報を認知後、速やかに配置基準に基づき所定の場所へ参集するものとする。なお、目視で分かる範囲で参集途上における被災の状況等を把握し、所属長に報告を行うものとする。

(3) 災害警戒本部体制

大阪府に津波注意報が発表された場合や、震度4の地震が発生した場合の災害警戒本部の連絡体制は、図3-1のとおりとする。

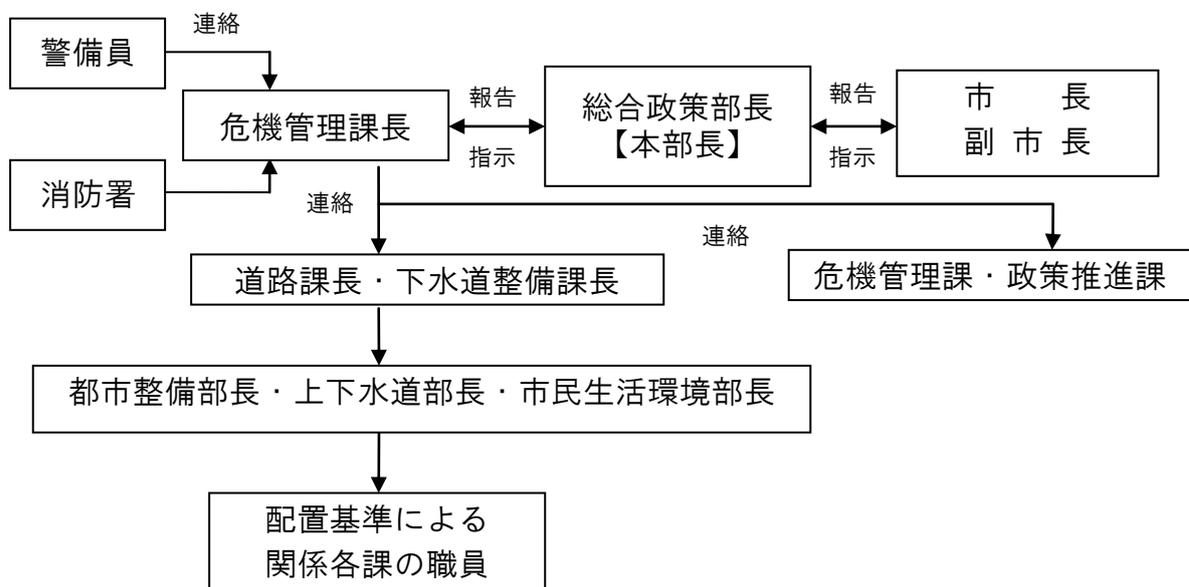


図 3-1 災害警戒配備時の連絡体制図

(4) 災害対策本部体制

大阪府に津波・大津波警報が発令された場合や、震度5弱以上の地震が発生した場合の災害対策本部の連絡体制は、図3-2のとおりとする。

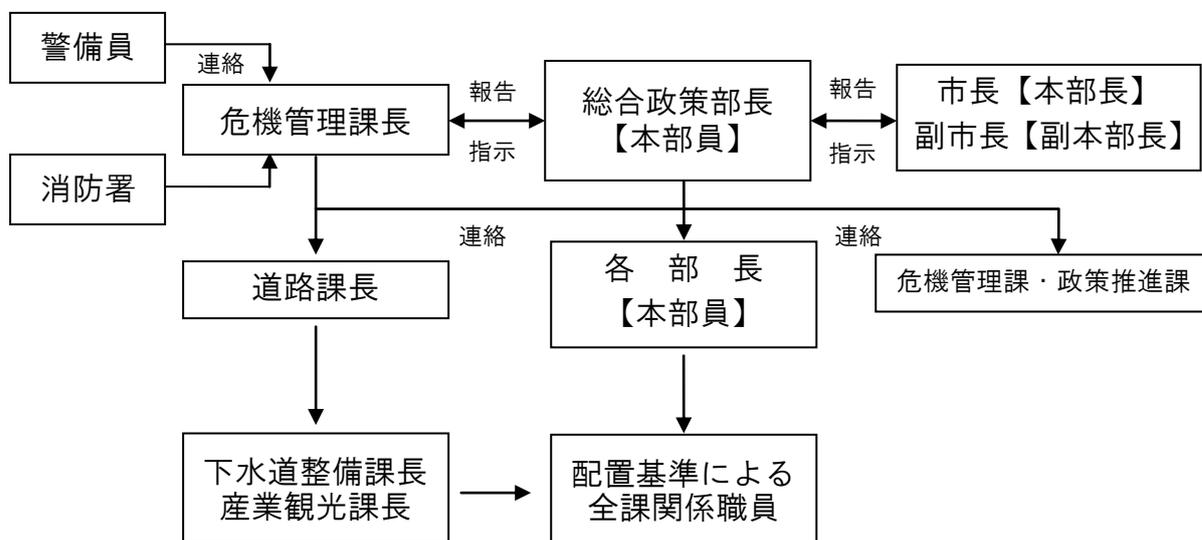


図3-2 災害対策本部体制時の連絡体制図

第2 津波に関する情報の収集・伝達

(1) 津波情報等の収集

気象台等から収集する津波予報・津波情報は表3-2および表3-3のとおりである。

表3-2 津波情報の種類(出典:気象庁ホームページ)

種類	内容
津波警報・注意報	津波の発生がある場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報(大津波、津波)又は津波注意報(津波注意)が発表される。
津波予報	津波警報、津波注意報の基準に満たない津波の予報が発表される。具体的には、0.2m未満の海面変動の予想や、海面変動の継続について発表される。
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達時刻や予想される津波の高さが発表される。
各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻が発表される。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さが発表される

表 3-3 津波警報・注意報の種類(出典:気象庁ホームページ)

発表される 警報・注意報	発表される津波の高さ	
	巨大地震の場合の発表	数値での発表 (津波の高さ予想の区分)
大津波警報	巨大	10m超
		10m(5m超～10mの時)
		5m(3m超～5mの時)
津波警報	高い	3m(1m超～3mの時)
津波注意報	(表記なし)	1m(0.2m～1mの時)

- (注) 1 この新しい津波警報・注意報は、平成25年3月7日から運用開始された。
 2 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨の津波予報が地震情報に含めて発表される。
 3 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知される。
 4 大阪府沿岸は、全域が1つの予報区で予報区名称は「大阪府」として発表される。

(2) 津波情報等の伝達

市は気象台等から発表される津波予報(解除も含む)・津波情報入手した時は、図3-3に示す伝達システムにより速やかに市民等へ情報伝達を行うものとする。

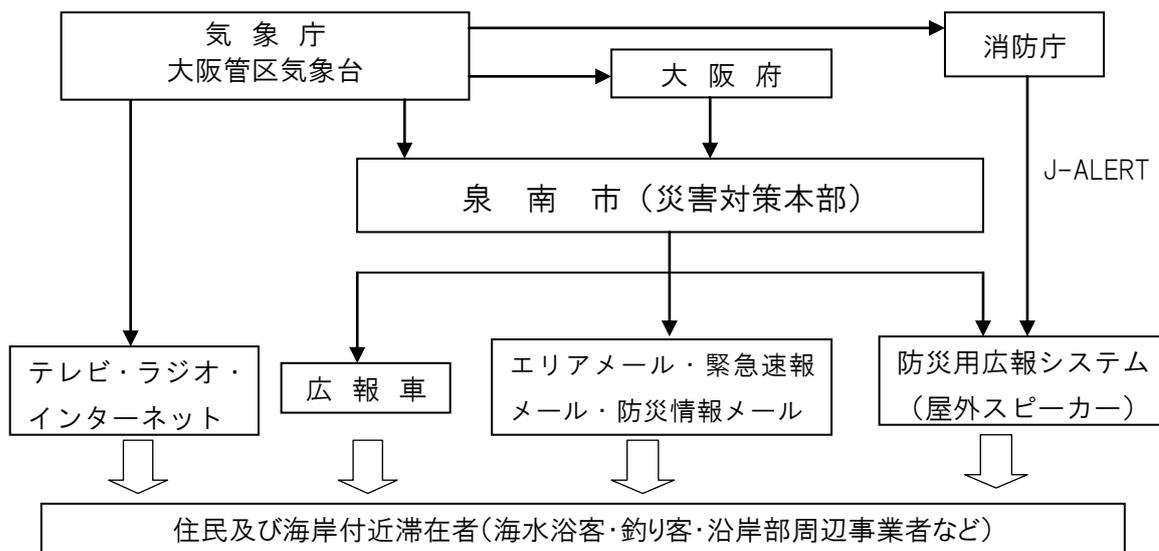


図 3-3 津波情報等の伝達系統図

(3) 津波情報等の周知

住民や海岸付近滞在者へ伝える情報内容は、下記のとおりとする。

- ・津波注意報、警報の発表状況
- ・津波の到達予想時刻
- ・予想される津波の高さ
- ・直ちに高台等へ避難すること
- ・現状で把握している危険情報(津波の到達地点やその高さなど)
- ・避難指示(緊急)の発令 など

第3 避難指示（緊急）

（1）発令基準

大阪府に津波予警報が発表された場合、及び府域で震度4程度以上の地震が観測された場合、又は弱い地震であってもながい時間ゆっくりとしたゆれを感じた場合で、かつ避難が必要と判断した場合は、市民や海岸付近滞在者（釣り客・海水浴客等観光客、沿岸部周辺事業者など）に対して避難指示（緊急）を行うものとする。

なお、注意報・警報の発表による避難指示（緊急）の発令基準は下表のとおりとする。（津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから「避難準備・高齢者等避難開始情報」や「避難勧告」は発令せず、原則として避難指示（緊急）のみ発令し、住民等の安全確保を図るものとする。）

表 3-4 避難指示（緊急）の対象地域

津波警報等の種類	対象地域
津波注意報	海岸付近滞在者
津波警報	避難対象地域の住民等
大津波警報	

（2）発令時期及び伝達方法

発令時期は、津波予警報を認知した時、又は通知を受けた時とする。なお、解除の発令は、津波災害の危険が解消されたと認められる津波予警報の解除の発表に基づき実施する。

また、避難指示（緊急）は「津波情報等の伝達系統」に基づき実施するものとし、防災用広報システムからは、サイレン音とアナウンスによる情報伝達を行う。

第4 避難誘導・防潮施設操作等に従事する者の安全確保

避難誘導・防潮施設操作等の従事者は、自身の安全確保を最優先し、以下のことに留意し従事する。

- 1) 自らの命を守ることが基本であり、避難誘導・防潮施設操作等を行うことを前提とする。
- 2) 津波到達までの時間が短いと予想された場合は、従事者は避難を呼びかけながら市民等と一緒に避難すること。
- 3) 従事が想定される場所から避難場所までの経路、所要時間を事前に確認しておく。

第4章 沿岸部周辺事業者、海水浴客、釣り客等における避難対策

第1 情報伝達

岡田浦・樽井漁業協同組合や、避難対象地域にある海水浴場、事業所等の管理者に対し、情報伝達手段の確保を図るとともに、従業者や利用者に対する情報伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう周知に努める。

また、屋外滞在者に対しては、防災用広報システム（スピーカー）やエリアメール、緊急速報メール等により迅速な津波情報等の伝達を行う。

第2 海水浴客等への啓発

海水浴客や観光客等、地理不案内な外来者等への津波対策として、津波避難ビル看板や海拔表示板、避難場所を示した標識等の設置に努める。

第5章 避難行動要支援者の避難対策

第1 避難誘導に関する支援行動

避難行動要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人をいい、一般的には高齢者のみの世帯や障害者などをいう。

避難支援については、周辺住民の支援や地域ぐるみの協力が必要不可欠であり、事前に把握している居住実態や傷病の程度等に応じ、市や消防署、民生委員児童委員、区、自主防災組織等が連携を行い、円滑な避難支援が行えるよう協力体制づくりを促進する。

ただし、津波による避難は、津波が到達するまでの時間が限られており、支援者本人の身の安全を確保することが重要なため、退避ルールや活動可能時間を設定して避難誘導を行うこととする。

第6章 津波防災対策の啓発・訓練

第1 啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の津波避難意識を高めるため、市広報やホームページ、伝市メール講座など様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行う。

第2 訓練

津波から円滑な避難体制を確立するため、より多くの住民が参加した実践的な避難訓練や情報伝達等の訓練に努める。

(1) 避難訓練

自主防災組織等と連携し、住民が主体となった避難訓練など。

(2) 情報伝達訓練

初動体制や情報収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、住民への情報周知等の訓練など。